

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」に係る計画の概要を変更するとともに、あわせて「防災公共施設」の整備及び「防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等」の整備に関する計画の概要を変更する。